

「サービス管理責任者」の要件

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3～10年)。(注1)

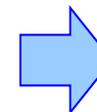


研修の修了

新制度における「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」を修了(注2・3)



「サービス管理責任者研修」を修了



サービス管理責任者として配置

- ・24年4月1日以降の新規事業所は、実務経験があれば事業開始後1年間は、サービス管理責任者研修修了の要件を満たしているとみなされる。
(多機能型は、事業開始後1年間に、いずれかの分野の研修を修了していれば、事業開始後3年間は全ての分野の研修修了の要件を満たしているとみなされる。)
- ・やむを得ない事情によりサービス管理責任者が欠如した場合は、当該事由発生後1年間は、研修修了の要件を満たしているとみなされる。
- ・24年3月末に指定されている事業所は、25年3月31日までは、研修修了の要件を満たしているとみなされる。
(多機能型は、いずれかの分野の研修を修了していれば、27年3月31日までの間は要件を満たしているとみなされる。)

(注1) 実務経験については、別に定める。

(注2) 「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間程度)をいう。

(注3) 過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成19年度に実施した「相談支援従事者初任者研修」(1日)を受講した場合、新制度における「相談支援従事者初任者研修」を修了したものとみなす。